団体の再編整備等に関する施策

・農協　　・・・・1
・農業委員会　　・・・・2
・農業共済団体　　・・・・3
・土地改良区　　・・・・4

（資料３－１）

団体の再編整備等に関する施策（農協）

○　農協は、農業者の所得を向上させ、地域農業を発展させていくことが使命であるが、経済事業については、必ずしも担い手の期待に応えられていない状況
○　本年６月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等では、地域の農協が自立し、農業者の所得向上のために創意工夫を発揮して事業運営を行うとともに、連合会・中央会が地域の農協を適切にサポートできるように見直すこととされ、次期通常国会への関連法案の提出に向けて検討を進めているところ。

現状・課題

○ 農協は農業者のための協同組織であり、農業者、特に担い手の所得を向上させ、地域農業を発展させていくことが使命

○ 信用・共済事業については、他業態と遜色ない経営の健全性が確保されてきているものの、経済事業については必ずしも担い手の期待に応えられていない状況

○ 地域の農協が自立し、創意工夫により農業者の所得向上、農業の成長産業化に全力を挙げることが重要

「農林水産業・地域の活力創造プラン」等における見直しの方向性

単位農協のあり方

- 単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う
- 農林中金、信連、全共連の協力を得て、単位農協の経営における信用・共済事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフト
- 単位農協の理事については、その過半は、担い手や販売・経営のプロとする
- 単位農協の組織分割や、株式会社・生活協同組合等への転換を可能とする

連合会・中央会のあり方

- 連合会・中央会は、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す
- 全農・経済連は、株式会社への転換を可能とする
- 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況の変化を踏まえて、現行の制度から自律的な新たな制度に移行

行政における農協の取扱い等

- 単位農協を、他の農業者やその団体等と同等に扱う
- 単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底
- ５年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革の実行を強く要請

団体の再編整備等に関する施策（農業委員会）

○　農業委員会は、農地に関する市町村の独立行政委員会であるが、耕作放棄地が増大するなど、必ずしも十分な機能を果たしていない状況。
○　本年６月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等では、農業委員会が地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする観点から見直すこととされ、次期通常国会への関連法案の提出に向けて検討を進めているところ。

現状・課題

○　平成24年実施の「農業委員会のあり方に関するアンケート調査」では、農業委員会が、「良く活動している」との回答は、農業者全体の約３割。

○　農業委員の選出方法は公選制とされているが、実際に投票が行われたのは１割。また、農業委員の構成において、４割強が兼業農家である一方、担い手や女性農業者が選ばれにくい状況。

○　農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになると思える改革とすることが必須

「農林水産業・地域の活力創造プラン」等における見直しの方向性

＜農業委員会のあり方の見直し＞
（１）農業委員の選出方法の変更
・　農業委員として適切な人物が適切なプロセスを経て確実に就任するようにするため、現行の公選制を市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更する。
・　委員の選任に当たっては、事前に地域の推薦・公募等を行えるようにする。
・　農業委員の過半は認定農業者とする。
（２）農地利用最適化推進委員（仮称）の新設
・　農業委員会に農地利用最適化推進委員（仮称）を置き、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）等を行う。

＜都道府県農業会議・全国農業会議所のあり方の見直し＞
・　農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、①農業委員会の連絡・調整、②担い手の支援、③新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する法人に移行する。

団体の再編整備等に関する施策（農業共済団体）

○　農業共済については、地域単位で農業者が相互扶助を基本とした共済組合を設立し、組合内のリスク分散を基本に農業共済事業を実施してきたところ。しかしながら、高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなりつつあること、地域ごとのサービス水準に差が生じやすいなどの課題が存在。
○　今後、収入保険制度の導入検討と併せて、農業共済団体の在り方についても検討が必要。

現状・課題

○　農業共済については、地域単位で農業者が相互扶助を基本とした農業共済組合を設立し、事業を実施。しかしながら、
①　高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなりつつある
②　地域ごとのサービス水準に差が生じやすい
などの課題が存在。

○　現在は、１県１組合化等を含む組織再編や、業務経費全体の効率化を推進。

課題を踏まえた今後の団体の在り方

今後、収入保険制度導入の検討と併せて、農業共済制度の在り方について抜本的に検討。

その際、農業共済団体の在り方についても検討。

団体の再編整備等に関する施策（土地改良区）

○　土地改良区に関しては、農業構造・農村の変化に伴い、集落による農地・水の管理、土地改良区の組織運営、土地改良事業の実施に際しての関係者の意識やニーズ等に変化が生ずる可能性。

○　再編整備（合併等）を引き続き促進するとともに、農業構造・農村の状況の変化や土地改良区のニーズ等を把握しつつ、土地改良制度の在り方について検証・検討していくことが必要。

現状・課題

○　大規模経営体の形成や、土地持ち非農家等の増加、農家の高齢化、地域の営農形態の多様化等、農業構造に関連して様々な変化の動き。

○　このような動きに伴い、

①　農地・水の日常的な管理への影響、

②　施設の更新等の土地改良事業の実施に対する考え方の多様化、

③　水管理等に対する技術的ニーズの高度化・複雑化

等が生ずることが想定されるところ。

今後の施策の方向の検討

用水路等の土地改良施設の管理や組織運営の効率化を図るため、引き続き組織運営基盤の強化(合併等の再編整備)を促進。

☆　これまでの取組

土地改良区の合併による組織運営基盤の強化
〔H12年度末〕7,004地区 → 〔H25年度末〕4,795地区

農業構造・農村の状況の変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状、ニーズ等について引き続き把握・分析を行い、その結果を踏まえ、土地改良制度の在り方について検証・検討。